

後期高齢者医療保険料 軽減割合 拡大

— 政府決定（平成20年6月12日）に基づき —

平成20年度後期高齢者医療保険料について、7月に納付通知書を送付しましたが、政府の決定により、次の(ア)、(イ)に該当する場合は、保険料が減額となります。減額後の保険料額については、8月以降に送付する「後期高齢者医療保険料決定・変更通知書」でご確認ください。

後期高齢者医療保険料決定・変更通知書のチェックポイント！

後期高齢者医療保険料決定・変更通知書の「保険料算定の基礎」欄の項目（①賦課のもととなる所得金額 ③所得割額 ⑥軽減額）をご確認ください。

後期高齢者医療保険料 減額対象のかた

(ア) 平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯のかた

→ 「⑥軽減額」欄に、29,780円と記載されています。軽減額が一律8.5割軽減となります。

(イ) 「①賦課のもととなる所得金額」が58万円以下のかた

→ 所得割額が一律5割軽減となります。

●後期高齢者医療保険料決定・変更通知書の「保険料算定の基礎」欄

①賦課のもととなる所得金額		②所得割率		③所得割額		④均等割額		⑤算出額	
⑥軽減額		⑦限度超過額		⑧年間保険料額		月数		⑨月割減額	
								⑭保険料額	

今まで“「①賦課のもととなる所得金額」が58万円以下のかた”の場合、「③所得割額」欄に、5割軽減された金額が記載されることになります。

“平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯のかた”の場合、「⑥軽減額」欄に、29,780円と記載されることになります。7割軽減だったのが、8.5割軽減になったことになります。

■問い合わせ
熊谷社会保険事務所
☎ 522-5158

●左記の平成20年度委託業者が戸別訪問や電話で納付のご案内や学生納付特例制度・申請免除制度などの届け出勧奨を行っています。

■平成20年度委託業者
(株)もしもしホットライン
☎ 0120-917707
(午前9時～午後9時)

●社会保険事務所職員を装って、保険料をだまし取ろうとする事件が発生しています。委託業者・国民年金推進員の身分証明書を確認するほか、少しでも不審に思ったら社会保険事務所へご連絡ください。

●国民年金保険料の納め忘れがあると、将来老齢基礎年金が受けられなくなったり、年金額が少なくなったりします。また、思わぬ事故や病気の際に、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

●土・日曜日、夜間も電話や訪問をしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

●国民年金保険料の納め忘れがあると、将来老齢基礎年金が受けられなくなったり、年金額が少なくなったりします。また、思わぬ事故や病気の際に、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民健康保険 各種認定証 更新・申請

— 入院時の自己負担額の軽減や食事代の減額 —

国民健康保険に加入しているかたは、申請し認められると、認定証が交付されます。既に認定証の交付を受けているかたの有効期限は7月31日までです（一部例外があります）。

8月1日(金)以降も認定証が必要なかたは、更新の手続きが必要です。

70歳未満のかた

認定証の種類

1 国民健康保険限度額適用認定証

入院したときの医療費の自己負担が軽減されます。

2 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主とその世帯の国保被保険者全員が市民税非課税の場合、入院したときの医療費の自己負担が軽減されるほか、食事代が減額されます。

3 国民健康保険標準負担額減額認定証

世帯主とその世帯の国保被保険者全員が市民税非課税の場合、入院したときの食事代が減額されます。

■申請に必要な物

- ①国民健康保険被保険者証
- ②期限切れの認定証
- ③平成20年1月2日以降に転入されたかたは、世帯主と世帯の国保被保険者全員の住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書※1

※1 住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書は、平成20年1月1日現在（賦課期日）における住所地から取り寄せてください。

- 限度額適用認定証は国民健康保険税に滞納がないかたに交付されます。
- 世帯の所得区分に応じた認定証になるため、所得の申告をしていないかたは、申請前に必ず申告をしてください。

70歳以上のかた

認定証の種類

1 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯主とその世帯の国保被保険者全員が市民税非課税の場合、入院したときの医療費の自己負担が軽減されるほか、食事代が減額されます。

※1 住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書は、平成20年1月1日現在（賦課期日）における住所地から取り寄せてください。

■申請に必要な物

- ①国民健康保険被保険者証
- ②高齢受給者証
- ③期限切れの認定証
- ④平成20年1月2日以降に転入されたかたは、世帯主と世帯の国保被保険者全員の住民税課税証明書（所得証明書）または非課税証明書※1

社会保険事務所からのお知らせ

1 「ねんきん特別便」を送付しています

社会保険庁では、基礎年金番号に結び付く可能性のある記録が出てきたかたに、平成19年12月～平成20年3月の間に、「ねんきん特別便」をお送りしました。それ以外のすべての皆さんにも、「ねんきん特別便」を順次お送りしています。ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかを確認し、訂正の有無にかかわらず、必ず手続きをしてください。

●年金受給者へ平成20年4月～5月ごろに送付
●現役加入者へ平成20年6月～10月までに送付

■問い合わせ
ねんきん特別便専用ダイヤル
☎ 0570-058155
IP電話・PHSからは
☎ 03-6700-1144

2 電話や戸別訪問によるご案内
国民年金保険料に未納と思われる期間がある場合、社会保険事務所職員や国民年金推進員の